2025年度版

保存版

とくたいのしおり

―特例退職被保険者制度のご案内―

三菱電機健康保険組合

目次

●●●● はじめに ●●●●

三菱電機健康保険組合に長年加入され、退職後、老齢厚生年金の受給年齢になられた皆さまが、在職中と同程度の保険給付や、健康診断などの疾病予防、健康づくりサービスを受けられる制度が「三菱電機特例退職被保険者制度（とくたい）」です。

この「しおり」は、これから退職される方に、「とくたい」の概要や他の医療保険制度との比較など、退職後のライフスタイルにあった医療保険を選択いただくため、そして現在「とくたい」に加入されている皆さまには、保険給付の請求や、健康診断など各種制度を活用いただくための情報※をまとめています。

皆さまが、健やかな日々をお過ごしいただくためのお力添えになれば幸いです。

2025年4月
三菱電機健康保険組合

※制度内容は、法令改正や当健保の財政状況など、諸情勢を踏まえて毎年見直されます。制度ご利用の際は最新年度の「とくたいのしおり」をご覧ください。

1	特例退職被保険者制度と退職後の各医療保険制度 ‥‥特例退職被保険者制度と他保険制度を比較して	3
2	資格取得 ‥‥加入資格と手続きについて	5
3	保険料 ‥‥徴収する保険料とその決まり方	7
4	資格喪失 ‥‥資格がなくなるのはどういうときか	9
5	被扶養者の認定基準 ‥‥ご家族等を被扶養者にしたいとき	10
6	保険給付の内容と手続き ‥‥病気やけがをしたときはどんな給付が受けられるか	11
7	保健事業 ‥‥健康づくり、健診制度	16
8	介護保険 ‥‥介護保険制度	19
9	健康保険組合からのお知らせ	21
10	健康保険組合への届出 ‥‥ご家族等に異動があったとき	25
	年間スケジュール	26

医療機関等での受診時に提示するもの

2024年12月2日にて健康保険証の新規発行が終了となりました。
今後は「①マイナ保険証」が基本となりますが、マイナンバーカードへの「保険証の利用登録」を行なっていない場合は新たに発行される「②資格確認書」を提示します。
なお、既に「③健康保険証」をお持ちの場合、経過措置期間の2025年12月1日まで（※）ご利用できます。
（※）2025年12月1日前に資格喪失した場合は、資格喪失日前日までご利用できます。

①マイナ保険証
②資格確認書
③健康保険証

基本は①を提示しますが、②③の提示でも保険診療可能です。
機器不良等により①が使用できない場合は、追加で「マイナポータルアプリの資格情報」若しくは「資格情報のお知らせ」をご提示ください。

マイナ保険証で受診するための準備

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。
ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

1 マイナンバーカードがない方はマイナンバーカードを取得

申請 ※以下から選択

1. スマホから　パソコンから　**オンライン申請**
2. 証明写真機から
3. 郵送

受け取り
❶ハガキが届く
❷受け取りにいく

詳しくはこちら
マイナンバーカード総合サイト

▶ 2 へ

2 マイナンバーカードがある方は保険証利用の登録

※以下から選択

医療機関窓口のカードリーダー

マイナポータル

セブン銀行ATM

市区町村の窓口

1 特例退職被保険者制度と退職後の各 医療保険制度 ・・・・特例退職被保険者制度と他保険制度を比較して

皆さまが退職されますと、現在の健康保険は退職日翌日から使用できなくなりますので、切替えが必要になります。以下の医療保険制度の中からご自身のライフスタイルにあった制度を選択してください。

項　目		三菱電機特例退職被保険者制度（特退）	国民健康保険	三菱電機任意継続被保険者制度（任継）
概　要		・三菱電機健保OB（定年退職等）の方々で、後期高齢者医療制度に加入するまでの間、在職中の被保険者と同程度の保険給付や健康診断等の保健事業サービスを受けることができる医療保険制度。	・お住まいの市区町村が運営する医療保険制度	・退職した後、他の健康保険に加入するまでの間の医療保険制度
加入できる条件 （右の全条件を満たす）		・老齢厚生年金を受給している方、もしくは受給開始手続き中の方 ・三菱電機健保における被保険者期間が20年以上（もしくは40歳以降で10年以上）ある方 ・日本国内に住民票を有する方 ・他の健康保険に加入していない方 ・後期高齢者医療制度の適用を受けていない方 （P.5参照）	・三菱電機健保の特退・任継に加入しない（できない）方が加入することになります。	・退職日まで継続して2ヵ月以上の三菱電機健保の被保険者期間があること
手続方法		・「資格取得申請書と必要書類」を退職時の事業所（任意継続被保険者・他健保・国保に加入している方は三菱電機健保）に提出	・退職後14日以内にお住まいの市区町村窓口へ届出	・退職日の翌日から20日以内（健保必着）に「資格取得申請書と必要書類」を退職時の事業所に提出
保険料 （毎年4月見直し）		・三菱電機健保の全被保険者（特退除く）における前年度9月30日の平均標準報酬月額と年間平均標準賞与額の1ヵ月分を合計した額の半額（以下「特退標報」という）に保険料率を掛けた金額（全額本人負担） ※くわしくは、P.7を参照してください。	・保険料の算出方法は、各市区町村により異なりますので、お住まいの市区町村窓口へお問い合わせください。	・退職時の標準報酬月額、または三菱電機健保の全被保険者における前年度9月30日の平均標準報酬月額のどちらか低い方（以下「任継標報」という）に保険料率を掛けた金額（全額本人負担）
資格の喪失		・後期高齢者医療制度に加入したとき（75歳到達時、または65歳以降で一定の障がいがあると認定され、後期高齢者医療制度を選択したとき） ・再就職して、他の健康保険の被保険者になったとき ・海外居住等で住民登録が日本からなくなったとき ・生活保護を受けることとなったとき ・保険料を納付期限までに納付（引落し）されなかったとき ・家族の健康保険の被扶養者となったとき ・死亡したとき ・特例退職被保険者でなくなることを申し出たとき	・後期高齢者医療制度に加入したとき（75歳到達時、または65歳以降で一定の障がいがあると認定され、後期高齢者医療制度を選択したとき） ・再就職して、他の健康保険の被保険者になったとき ・生活保護を受けることとなったとき ・死亡したとき	・任継加入後、2年を経過したとき ・再就職して、他の健康保険の被保険者になったとき ・保険料を納付期限までに納付（引落し）されなかったとき ・後期高齢者医療制度に加入したとき（75歳到達時、または65歳以降で一定の障がいがあると認定され、後期高齢者医療制度を選択したとき） ・死亡したとき ・任意継続被保険者でなくなることを申し出たとき
主な保険給付	医療費	 ※70歳以上75歳未満の場合は、高齢受給者証の提示により、2割になります。	・同左	・同左
	付加給付	・窓口負担から25,000円を控除して1,000円未満端数切り捨て	・なし	・窓口負担から25,000円を控除して1,000円未満端数切り捨て
保健事業		・生活習慣病健診　・保健指導 ・保養所　・スポーツクラブ利用　等	・お住まいの市区町村によって異なる	・生活習慣病健診　・保健指導 ・保養所　・スポーツクラブ利用　等

2 資格取得 ····加入資格と手続きについて

1 加入資格

次の5つの要件をすべて満たしている方が、三菱電機健保の特退制度に加入できます。

1. 老齢厚生年金を受給している方、もしくは受給開始手続き中の方
2. 三菱電機健保における被保険者期間（加入期間）が20年以上の方
   もしくは40歳以降の被保険者期間が10年以上ある方
   ＊以前、ルネサスグループに在籍していたことのある方は、承継転籍前の三菱電機グループ在籍期間については含めることができません
3. 日本国内に住民票を有する方
4. 他の健康保険に加入していない方
5. 後期高齢者医療制度*の適用を受けていない方
   ＊75歳以上の方、もしくは65歳以降で一定の障がいがあると認定され、後期高齢者医療制度を選択された方

■加入資格のフローチャート

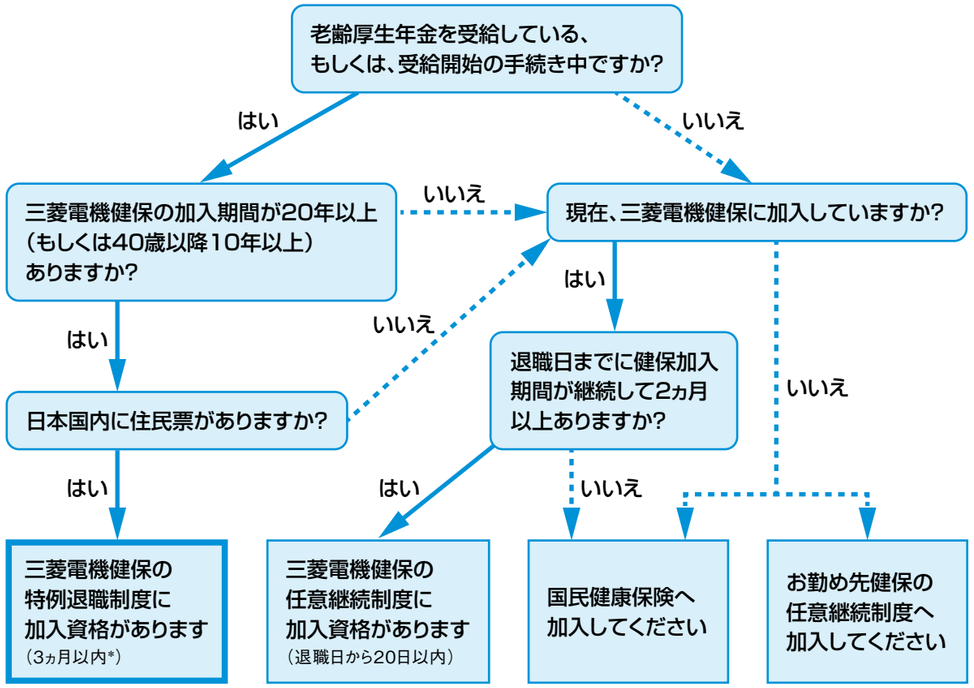

＊社会保険被保険者の方…資格喪失日または退職日翌日から3ヵ月以内
国保またはご家族の被扶養者の方…老齢厚生年金（報酬比例部分含む）受給開始年齢到達誕生日から3ヵ月以内
3ヵ月を過ぎてお申し出いただいても加入できません!

2 加入手続き

■現在、三菱電機健保に加入している在職中の方

■提出書類

①特例退職被保険者資格取得申請書
②承諾書
③国民年金･厚生年金保険年金証書のコピー
　または年金事務所発行の年金請求書
　受付控のコピー
④自動引落し手続き書類
　※金融機関の確認印があるもの
　・ゆうちょ銀行を選択:
　　「自動払込利用申込書」（本人控コピー）
　・その他の金融機関を選択:
　　「預金口座振替依頼書」（健保送付用）

■提出書類の入手元

・お勤め先の担当者にご連絡ください

■書類提出先

・お勤め先の担当者へ提出してください

国民年金･厚生年金保険年金証書 見本（A4サイズ程度のやや厚手の紙）

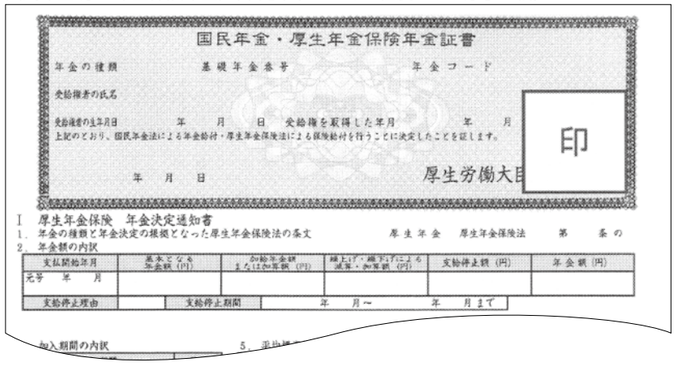
国民年金・厚生年金保険年金証書
年金の種類　基礎年金番号　年金コード
受給権者の氏名
受給権者の生年月日　年　月　日　受給権を取得した年月　年　月
上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。
年　月　日　厚生労働大臣
印
I　厚生年金保険　年金決定通知書
1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文　厚生年金　厚生年金保険法　第　条の
2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額（円）	加給年金額または加算額（円）	繰上げ・繰下げによる減算・加算額（円）	支給停止額（円）	年金額（円）
元号　年　月					
支給停止理由	支給停止期間	年　月～　年　月まで			

加入期間の内訳

■任意継続･他健保または国保に加入している方

■提出書類

・ご本人様およびご家族の方の状況によって提出書類が異なりますので、三菱電機健保適用課へご連絡ください

■提出書類の入手元

・三菱電機健保適用課へご連絡ください

■書類提出先

・三菱電機健保適用課宛にお送りください

注）加入手続きの期限について、社会保険被保険者の方は「資格喪失日または退職日翌日より3ヵ月以内」、国保またはご家族の被扶養者の方は、老齢厚生年金（報酬比例部分を含む）受給開始年齢到達誕生日より3ヵ月以内となります。

●保険料の自動引落し手続きについて

申請書と一緒にお渡しします「自動引落し手続き書類」を、金融機関の窓口へ持参いただきお手続きをお願いします。
金融機関の確認印（受付印）が押印された書類を申請書に添付してください。

☆下記の金融機関は取扱いができません。
・インターネットバンキング系列の銀行　・外国銀行　・農林中央金庫
・JFマリンバンク　・信用組合　・信託銀行（三菱UFJ信託･みずほ信託･三井住友信託･SMBC信託は利用できます）

Q&A

Q 特退制度加入後に就職（特退を脱退）し、その会社を退職した場合、特退制度に再加入できますか。

A P.5記載の5つの要件を満たしていれば、加入することはできます。
退職日の1ヵ月前より再加入の申請方法についてご案内いたしますので、お電話にてご連絡願います。健保より必要書類を送付いたします。

Q 現在、アルバイト、パート等で働いておりますが、健康保険に加入できません。この場合、特退制度の被保険者として加入できますか。

A 加入できます。就業時間数が少ない等の理由でその会社の健康保険に加入していないことと、P.5記載の5つの要件を満たしていることが必要です。

3 保険料 ····徴収する保険料とその決まり方

三菱電機健保が特退被保険者の皆さまから徴収する保険料 ＝ 健康保険料（2025年度）月額 24,180円 ＋ 介護保険料（2025年度）月額 4,420円
＊ただし、以下2に示す第1号被保険者は除く。

1 健康保険料

保険料の算定式

特退月額健康保険料 24,180円 ＝ 特退標準報酬月額 260,000円 × 三菱電機健保健康保険料率 9.3%

特退標準報酬月額 ＝ （前年度9月30日の三菱電機健保全被保険者（特退除く）の平均標準報酬月額 ＋ 三菱電機健保全被保険者の年間平均標準賞与額の1ヵ月相当分）× 1/2

ポイント！

①前年度9月30日の三菱電機健保の全被保険者（特退除く）の平均標準報酬月額と年間平均標準賞与額1ヵ月分との合算額の1/2に基づき算出され、これによって毎年度見直しがされます。
（現役被保険者の平均標準報酬月額や三菱電機健保の保険料率が変わると、特退月額健康保険料が変わることがあります）

②収入や被扶養者の有無、被扶養者の人数にかかわらず全員一律です。

2 介護保険料

保険料の算定式

特退月額介護保険料 4,420円 ＝ 特退標準報酬月額 260,000円 × 三菱電機健保介護保険料率 1.7%

※介護保険料率は毎年見直されます。

介護保険料徴収対象者区分		介護保険料の徴収のしかた
第1号被保険者	65歳以上の方	年金からの天引き、もしくはお住まいの市区町村からの直接徴収。
第2号被保険者	40歳以上65歳未満の三菱電機健保加入者	三菱電機健保が徴収。 ＊40～64歳の被扶養者を有する場合は、当該被扶養者分の介護保険料も含むので、被扶養者が直接保険料を納めることはありません。
特定被保険者	40歳未満または65歳以上の三菱電機健保被保険者で、40歳以上65歳未満の被扶養者を有する方	当該被扶養者分を三菱電機健保が徴収。

つまり、次のいずれかに該当する特退被保険者の皆さまからは、健康保険料の他に介護保険料を三菱電機健保が徴収します。（ただし、いずれの場合も保険料は一律です）

①被保険者ご本人が40歳以上65歳未満の方
※65歳になると年金からの天引きまたは市区町村から直接徴収されることになります。詳しくはお住まいの市区町村役場にお問合わせください。
②被保険者ご本人が65歳以上であっても、40歳以上65歳未満の被扶養者を有する場合

介護保険の保険者（運営主体）は各市町村および特別区（東京23区）で、これらの保険者が地域の実情に即した運営を行っていますが、各医療保険者も介護保険事業に協力することが介護保険法に規定されており、健康保険組合は、所属する40歳以上65歳未満の介護保険被保険者（※介護保険では40歳以上の人は全員が被保険者になりますので、三菱電機健保で被扶養者の方も介護保険では被保険者となります）の介護保険料の徴収を行うことが義務付けられています。

3 保険料の納付方法

保険料は毎月6日（休日のときは翌営業日）に三菱電機健保へ届出している口座から自動引落しとなります。

●保険料の納付方法は3種類あり「月払い」、「前納半年払い」、「前納年間一括払い」のいずれかを選択することになります。
●「前納半年払い」、「前納年間一括払い」で納付する場合には、保険料の割引（年4%の複利現価法*）があります。　＊実際の割引率は1～2%です。
●本人が以下①～⑦に該当したときは脱退となり、既払込済保険料は返金（還付）します。
①死亡したとき
②再就職して他の健康保険へ加入したとき
③家族の健康保険の扶養になったとき
④65歳以降で一定の障がいがあると認定を受け、後期高齢者医療制度に加入したとき
⑤海外居住したとき
⑥生活保護を受給したとき
⑦特例退職被保険者でなくなることを申し出たとき

- 取扱い金融機関 ▶ ・ゆうちょ銀行 ・他の金融機関（☆一部金融機関を除く）
- 振替日 ▶ ・原則6日（休日のときは翌営業日） ・月払い:毎月6日 ・前納半年払い:3月6日·9月6日 ・前納年払い:3月6日
- 自動振替手数料 ▶ ・0円（無料） 手数料は健保負担

☆一部取扱いができない金融機関があります。詳しくは、P.6の「2加入手続き」をご参照ください。

Q&A

Q 「国保」と「特退」ではどちらの保険料が安いのですか。
A 「国保」の場合、前年度の収入額、扶養者の数などにより、市区町村ごとに定められている計算方法で算出されます。そのため、退職後2年を経過すれば「特退」の保険料より安くなるケースもあります。詳しくは、市区町村の国保窓口にお問い合わせください。

Q 被扶養者が減少したり、増加した場合、健康保険料の変更はあるのですか。
A 保険料の額は被扶養者の有無、増減と関係ありませんので、変更になることはありません。

Q 「特退」に加入している期間は、三菱電機健保に介護保険料を納めるのですか。
A 納付していただくことがあります。「64歳までの特退被保険者」と「40歳～64歳の被扶養者を有する65歳以上の特退被保険者」の場合は、健康保険料と一緒に三菱電機健保が徴収し納付します。65歳からは、年金からの控除または市区町村から徴収されることになります。（詳しくは、P.7の「2介護保険料」をご参照ください）

Q 現在、月払いで保険料を納めています。途中で前納払いに変更することはできますか?
A 変更は可能です。変更申出時期は、P.26「年間スケジュール」をご参照ください。
（広報誌アントレの夏号、冬号にも掲載しています）

Q 前納払いを選択しました。引落し前に引落し金額の連絡はありますか?
A 引落し日の約7日～10日前を目安に、引落し金額の詳細を通知いたします。

Q 前納払いをしたいのですが、75歳で後期高齢者医療制度に加入する年の保険料の納め方はどうなりますか?
A その年の4月から75歳になる前月分までが保険料を納める対象となります。その年の在籍月数をもとに割引も含めて計算された保険料を前納払いで納めることになります。

4 資格喪失 ····資格がなくなるのはどういうときか

1 資格喪失日

1. 後期高齢者医療制度に加入したとき
   75歳到達時、または65歳以降で障がい認定を受け後期高齢者医療制度を選択し加入した日となります。
2. 再就職して他の健康保険の被保険者になったとき
   就職先の健康保険に加入した日となります。
3. 海外居住等で住民登録が日本からなくなったとき
   住民票から除いた日の翌日となります。
4. 生活保護を受けることとなったとき
   生活保護を受けることとなった日となります。
5. 家族の健康保険の被扶養者になったとき
   被扶養者となった日となります。
6. 死亡したとき
   死亡した日の翌日となります。
7. 保険料を納付期限までに納付(引落し)されなかったとき
8. 特例退職被保険者でなくなることを申し出たとき
   その脱退申出書が受理された日の翌月1日となります。

②③④の事由で資格喪失(脱退)された方のみ再加入できます
①及び⑤～⑧の事由で資格喪失(脱退)した場合は再加入できません

2 資格喪失の手続き

上記①～⑥・⑧の事由により資格を喪失するときは、すみやかに三菱電機健保まで届け出を行ってください。

事由	届出書類	手続方法
75歳になるとき	後期高齢者該当による喪失届	喪失該当月の前月下旬頃に喪失に関する書類をご本人様宛に送付いたします
65歳～74歳の間に障がい認定を受け後期高齢者医療制度を選択したとき	後期高齢者該当による喪失届	左記の事由に該当したときは、届出書類の提出が必要です 詳細についてはホームページをご参照いただくか、三菱電機健保にご連絡願います
転職・海外居住・生活保護を受給した場合および被用者保険の被扶養者となった場合	脱退届	
本人が死亡した場合	脱退届	
本人が申し出(国保加入)をする場合	脱退申出書	

(注1)資格喪失日以降、当健保の健康保険で治療を受けた場合は、医療費の返還請求を行います。

Q&A

Q 特退の保険料が高いので、脱退して国保に切替えたいのですが可能ですか。

A 特退被保険者でなくなることを申し出ることで脱退することができます。
ただし再加入できませんので、事前によくご検討願います。

Q 被保険者本人が後期高齢者に該当した場合、家族はどうなるのですか?

A ご家族の方は国保などに加入していただくようになります。後期高齢者に該当する月の前月にお送りする書類の中に「資格喪失通知書」を同封いたしますので、お住まいの市区町村にて切替え手続きを行ってください。

5 被扶養者の認定基準 ····ご家族等を被扶養者にしたいとき

健康保険では、被保険者だけでなく、その人に扶養されている家族にも給付を行います。この家族のことを被扶養者といいます。
被扶養者は保険料を負担することなく、被保険者と概ね同様の給付が受けられます。
扶養認定にあたっては、次の事項を総合的に勘案のうえ、被扶養者として判断いたします。

1. 被扶養者になれる範囲
   国内に住所を有する三親等以内の親族で、被保険者と住居ならびに生計を共にし、主として被保険者の収入により、日常的に生計を維持されている方です。ただし、配偶者および子・孫・兄姉弟妹に限り、別居していても主として被保険者の収入により、日常的に生計を維持されていると判断されれば被扶養者に認定されます。
   ※「国内に住所を有する」とは …… 日本に住民票があるかで判断します。ただし一部例外があります。

2. 収入の限度額

被扶養者の年齢	収入限度額(①と②いずれか低い額)
60歳以上(または59歳以下の障害年金受給者)	①「被保険者の年収の1/2未満」 ②「年間180万円未満(目安として月額150,000円未満)」
59歳以下	①「被保険者の年収の1/2未満」 ②「年間130万円未満(目安として月額108,334円未満)」

3. 収入の範囲

収入の種類	詳細
給与収入	税金控除前の総収入金額(賞与・通勤交通費等を含む)
年金収入	厚生年金・国民年金・非課税扱いの遺族年金・障害年金・公務員等の共済年金・企業年金・私的年金等 ※介護保険料及び税金控除前の総収入額
事業収入	農業・漁業・商業・工業等自家営業に基づく収入、また保険の外交等自由業に基づく収入 ※「総収入額」から「当健保組合が認める必要経費」を差引いた金額
不動産収入	土地・家賃・駐車場等の賃貸収入 ※「総収入額」から「当健保組合が認める必要経費」を差引いた金額
配当収入	株主配当等
雑収入	原稿料・印税・講演料等
傷病手当金	認定基準日額 60歳以上:4,931円未満 59歳以下:3,561円未満
雇用保険の失業等給付	認定基準日額 60歳以上:4,931円未満 59歳以下:3,561円未満
その他継続性のある収入	被保険者以外からの仕送り、養育費等 ※一時金(一括で受け取る退職金、不動産の売却や生命保険の解約金等)は収入に該当しない

4. 別居家族を扶養する場合(海外居住の場合は、別途お問合せください。)
   被保険者本人から該当家族の口座へ毎月定期的・継続的に、家族の収入より多い金額の振込みをしていること
   ※認定対象者の年収が72万円の場合の仕送り下限基準額　1人6万円／月　※手渡し、一括送金は不可

Q&A

Q 今まで勤めていた会社を妻が退職したのですが、被扶養者として認められますか。

A 上記の条件をもとに収入等の被扶養者認定審査を行い、申請書類一式が承認され次第、被扶養者として認められます。

Q これから被扶養者の申請をする妻が年金をもらっていますが収入となりますか。

A 年金は「収入」となります。公的年金以外に生命保険などの個人年金を受けている場合も同様に「収入」となります。

6 保険給付の内容と手続き ····病気や けがをしたときはどんな給付が受けられるか

1 保険給付一覧

❶ 申請手続きが必要な保険給付（現金給付）

次の事由により申請をされる方は、三菱電機健保へお問合わせください。申請書をお送りします。

給付の種類	法定給付（法律で定められた給付）			付加給付（三菱電機健保独自の給付）
	事由	支給額	注意事項	
療養費 第二家族療養費	・治療上必要なコルセット等を作成したとき ・やむを得ずマイナ保険証等を持たずに受診し、医療費を全額支払ったとき	総診療費の7割 【義務教育就学前は8割、高齢受給者は8割または7割】	やむを得ない理由とは …急病やマイナ保険証等更新手続中等	〈一部負担還元金・家族療養費付加金〉 ・健保で査定した額の窓口負担額（3割負担等）から25,000円を控除して1,000円未満端数切り捨て
海外療養費	・海外でやむを得ず診療を受けたとき ※海外ではマイナ保険証等は使えません。	国内の治療費を基準として算定された額の7割 【義務教育就学前は8割、高齢受給者は8割または7割】 ※支払った額の7割ではありません。	申請には医師の証明、領収書（原本）が必要となりますので、必ず渡航される際に、申請書をご持参ください。	
移送費	・緊急その他やむを得ず、医師の指示により移送を受けるとき	全額払戻し	※毎日の通院等によるタクシーの費用などは認められません。 ※症状が安定してからの移送は認められません。	なし
埋葬料（費） 家族埋葬料	・被保険者・被扶養者が死亡したとき	本人・家族とも 50,000円		

❷ 申請手続きが必要ない保険給付（現物給付）

病院等で治療を受けた際の保険適用分の請求書（レセプト）に基づき、三菱電機健保にて計算のうえ、給付金を支給いたします。
市区町村の医療費助成を受給されている方は、お手続きが必要な場合もあります。

給付の種類	法定給付（法律で定められた給付）	付加給付（三菱電機健保独自の給付）
療養の給付 （被保険者） 家族療養費 （被扶養者）	・入院、通院ともにかかった医療費の7割［義務教育就学前は8割、高齢受給者は8割または7割］を三菱電機健保から医療機関に支払う	〈一部負担還元金・家族療養費付加金〉 ・医療費の窓口負担額（1医療機関・1レセプト・1ヵ月・入院・外来別）から25,000円を控除して1,000円未満端数切り捨て
高額療養費 （被保険者） 家族高額療養費 （被扶養者）	・1医療機関・1レセプト・1ヵ月・入院・外来別に計算 〔計算方法〕 ・窓口負担額 － ※自己負担限度額 ※詳細は、三菱電機健保ホームページに記載しています。 ※自己負担限度額 ●特退者:57,600円（区分「エ」） ●住民税非課税世帯:35,400円	〈一部負担還元金・家族療養費付加金〉 ・左記の自己負担限度額から25,000円を控除して1,000円未満端数切り捨て
合算高額療養費	・同一月、同一世帯で、21,000円以上の窓口負担額が2件以上あり、これらを合算した金額から自己負担限度額を差し引いた額を支給 ・70歳以上は、個人の外来窓口負担額の合計もしくは入院した場合の世帯の窓口負担額の合計が対象となります ※自己負担限度額（70歳以上） ●外来（個人単位）:18,000円 ●入院および世帯ごと:57,600円	〈合算高額療養費付加金〉 ・左記の残りの自己負担限度額から25,000円を控除して1,000円未満端数切り捨て
高額療養費 多数該当	・同一世帯で高額療養費の支給が12ヵ月間に3回以上あるとき4回目からの自己負担限度額は44,400円に引き下げられます	〈一部負担還元金・家族療養費付加金〉 ・左記の残りの自己負担限度額から25,000円を控除して1,000円未満端数切り捨て

＊窓口負担額＝保険適用分

・三菱電機健保からの給付金は通常、診療月から3～4ヵ月後に保険料を引落している指定の口座へ払戻し（支給）します。（毎月25日頃）

2 三菱電機健保の付加給付金

私たちが病院へ行って診察や治療を受けると総医療費の3割を窓口負担することになります。
三菱電機健保では、同一人が同一月に同一病院（入院・外来別）の窓口負担額が25,000円を超えた場合、診療月の3～4ヵ月後に付加給付金を支給します。

例 被保険者本人が病院に1ヵ月間30,000円を窓口負担した場合は、下図の通りです。

・三菱電機健保から支給する給付金は、保険適用以外の費用（入院時食事療養費・室料差額等）は対象外です。

3 その他の保険給付に関する手続き

❶ 特定疾病認定申請

次のいずれかの疾病に該当する方は、三菱電機健保での認定が必要なため申請をしてください。

（ア）人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全
（イ）血友病
（ウ）抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

前述の疾病に限り、マイナ保険証を利用すれば、1ヵ月10,000円が自己負担限度額となります。

❷ 限度額適用認定申請

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されますので、申請は不要となります。

❸ 限度額適用・標準負担額減額認定申請

住民税非課税世帯の方は、三菱電機健保での認定が必要なため申請をしてください。

❹ 高齢受給者証について

高齢受給者証は、70歳の誕生日の翌月1日（1日生まれの方は誕生日当日）から有効となり、医療機関へマイナ保険証等と一緒に提示することによって、自己負担2割で受診できます。なお、**有効開始の前月末に三菱電機健保から発行しますので、交付に際して皆さまからの申請は不要です。**

Q&A

Q 入院して高額な医療費を支払いました。健康保険組合から保険給付金を受けるには申請が必要ですか。

A 必要ありません。高額医療費等の保険給付金は、健康保険組合にて自動計算し、診療月より3～4ヵ月後に保険料引落しの指定口座へ毎月通常25日にお振込みいたします。
市区町村の医療費助成を受けられている方は、手続きが必要な場合があります。

Q 市区町村から医療費助成を受けることになり、病院での窓口負担額がなくなりました。この場合、健康保険組合にて手続きすることはありますか。

A 助成受給者登録削除届出書に市区町村発行の医療費助成医療証や医療券等のコピーを添付して健康保険組合までご提出ください。

Q 三菱電機健保より給付金が振込まれる場合、連絡はくるのでしょうか。

A 「給付金等支給決定通知書」(P.22参照)にて、振込金額をご通知いたします。
振込みは毎月通常25日となります。

Q 歯科にて「この材料(治療)は保険がききませんよ」と言われたのですが、本当ですか。

A 治療方法や材料によっては保険はきかず、自費診療となることがあります。診療を受けるときには医師に確認をすることをお勧めいたします。

Q 交通事故にあったときは、マイナ保険証等を使って治療を受けられますか。

A 「傷病届」の提出を前提とした健康保険組合の了解により、マイナ保険証等による治療が受けられます。
交通事故･暴力行為･他人の飼い犬に咬まれるなど、第三者(加害者)により損害をうけた場合には、必ずご連絡ください。

4 交通事故など第三者行為による「傷病届」の提出

交通事故など第三者の不法行為が原因でけがをしたとき、その医療費などは本来、すべて加害者が負担すべきものです。

しかし、実際の損害賠償交渉は話し合いが長引いたり、加害者に支払能力がなかったりしてスムーズに進まない場合があります。

そこで、賠償に先立ち、マイナ保険証等を使って治療を受けることができます。被保険者(被扶養者)がマイナ保険証等を使って治療を受けたときは、三菱電機健保があとで加害者に対して治療に要した費用を請求することになります。

そのため、事故の状況をすみやかに健康保険組合に報告するとともに、「傷病届」を提出することが法律上義務づけられています。なお、マイナ保険証等で治療を受けない場合は「傷病届」の提出は不要です。

また、被保険者(被扶養者)側の過失100%の事故および相手のない自損行為の事故においても、健康保険法の保険給付規定に対する確認が必要となりますので、「傷病届」の提出が必要です。

傷病届の提出、お問合わせは
三菱電機健康保険組合レセプトセンター
(TEL:079-298-0822)へご連絡ください。

(注)通勤途上(パート、アルバイト時も対象)における交通事故等は労災保険扱いとなりますので、マイナ保険証等を使っての治療は受けられません。

交通事故以外の第三者行為

不当な暴力、傷害行為を受けた

スキー滑走中に追突された

他人の飼い犬、飼い猫に咬まれた

ゴルフプレイ中に第三者の打球を受けた

歩行中における落下物による事故

スーパーなどで設備に欠陥があった、あるいは保護設備を怠ったことによる事故等

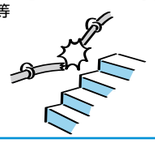

給付請求手続き一覧

※詳細については、P.11をご覧ください。

被保険者の給付に関する手続き

事由	申請書または請求書	添付書類または備考
本人の高額療養費 病気やけがのため治療を受け、1ヵ月、1件あたりの自己負担額が法定額を超えたとき(P.11自己負担限度額)	▷自動払い 注)	
合算高額療養費 1ヵ月、1件あたりの自己負担額が法令で定めた額以上のものが2件以上となり、法令で定めた額(P.11)を超えたとき	▷自動払い 注)	
一部負担還元金 1ヵ月、1件あたりの自己負担額が当健保で定めた額を超えたとき	▷自動払い 注)	
訪問看護療養付加金 1ヵ月、1件あたりの自己負担額が当健保で定めた額を超えたとき	▷自動払い 注)	
合算高額療養付加金 1ヵ月、1件あたりの自己負担額が法令で定めた額以上のものが2件以上となり、当健保で定めた額を超えたとき	▷自動払い 注)	
療養費 旅行先で急病になりマイナ保険証等を持たずに受診したとき･治療上必要なコルセットを医師の指示で作成したとき･はりきゅう、あん摩マッサージなどにかかり全額治療費を支払ったとき	▷療養費支給申請書 ※はりきゅう、あん摩マッサージは専用の申請書 (P.15参照)	○領収書(原本) ●マイナ保険証等を持たずに受診したとき･･･診療報酬明細書(写) ●コルセット費用･･･明細書、医師の意見書
移送費 緊急その他やむを得ず、医師の指示により移送をうけるとき	▷移送承認届･移送費支給申請書	○領収書(原本) ○内訳のわかる明細書
埋葬料(費) 被保険者が死亡したとき	▷埋葬料(費)請求書	○死亡診断書(写)

被扶養者の給付に関する手続き

事由	申請書または請求書	添付書類または備考
家族高額療養費 被扶養者が病気やけがのため治療を受け、1ヵ月、1件あたりの自己負担額が法定額を超えたとき	▷自動払い 注)	
合算高額療養費 1ヵ月、1件あたりの自己負担額が法令で定めた額以上のものが2件以上となり、法令で定めた額(P.11)を超えたとき	▷自動払い 注)	
家族療養付加金 1ヵ月、1件あたりの自己負担額が当健保で定めた額を超えたとき	▷自動払い 注)	
家族訪問看護療養付加金 1ヵ月、1件あたりの自己負担額が当健保で定めた額を超えたとき	▷自動払い 注)	
合算高額療養付加金 1ヵ月、1件あたりの自己負担額が法令で定めた額以上のものが2件以上となり、当健保で定めた額を超えたとき	▷自動払い 注)	
第二家族療養費 被扶養者が旅行先で急病になりマイナ保険証等を持たずに受診したとき･治療上必要なコルセットを医師の指示で作成したとき･はりきゅう、あん摩マッサージなどにかかり全額治療費を支払ったとき	▷療養費支給申請書 ※はりきゅう、あん摩マッサージは専用の申請書 (P.15参照)	○領収書(原本) ●マイナ保険証等を持たずに受診したとき･･･診療報酬明細書(写) ●コルセット費用･･･明細書、医師の意見書
家族移送費 被扶養者が緊急その他やむを得ず、医師の指示により移送をうけるとき	▷移送承認届･移送費支給申請書	○領収書(原本) ○内訳のわかる明細書
家族埋葬料 被扶養者が死亡したとき	▷埋葬料(費)請求書	○死亡診断書(写)

注) 市区町村の医療費助成を受給されている方は、お手続きが必要な場合もあります。

★その他提出書類が必要になる場合もあります。

■■柔道整復師・はりきゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術を受けたとき■■

健康保険法では、被保険者等が疾病等の治療でマイナ保険証等を提示して「保険診療」を受けられるのは、国から保険医療機関の指定をされている病院や薬局と定められています。但し、その補完的・特例的なものとして柔道整復師やはりきゅう師、あん摩マッサージ指圧師の治療が位置づけられています。従って、柔道整復師やはりきゅう師、あん摩マッサージ指圧師の治療の場合は、三菱電機健保が治療内容を確認したうえで治療費を支払うことが定められています。

〈支払方法〉

●柔道整復師の場合（接骨院等）……受診者が窓口で自己負担分（通常:3割）を支払い、施術した柔道整復師が本人に代わって、健保組合に療養費の健保負担分を請求する「受領委任」制度による支払方法となっています。

●はりきゅう師・あん摩マッサージ指圧師の場合（はりきゅう・あん摩マッサージ）……健康保険法に定める原則どおり、受診者がかかった費用をいったん全額自己負担し、あとで申請することにより「療養費」として三菱電機健保から払戻す支払方法（償還払い）となっています。

※いずれも下記の条件を満たした場合に限ります。　柔道整復師（接骨院等）とはりきゅう・あん摩マッサージとの併給はできません。

●柔道整復師の場合

接骨院等に「保険診療取扱」の看板が掲げられていても、接骨院等は、病院・診療所とは異なるため、健康保険が使える負傷は限定されます。

健康保険が使える場合

★外傷性が明らかな捻挫・打撲・挫傷（肉離れ等）・骨折・脱臼だけです。（慢性に至っていないもの）

※骨折または脱臼の施術は、応急処置の場合は医師の同意は不要ですが、応急手当後の施術には医師の同意が必要です。

健康保険が使えない場合

★日常生活からくる疲労や肩こり・腰痛・体調不良
★スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
★病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等）からくる痛みやこり
★交通事故の後遺症や脳疾患後の後遺症等の慢性病
★症状の改善の見られない長期の施術
★外科・整形外科で治療を受け、同時期に同じ治療個所について柔道整復師の施術を受ける場合

◆受領委任されている柔道整復師で受療した場合
①施術を受けた本人は、窓口で自己負担分を支払います。
②施術した柔道整復師等が本人に代わって、三菱電機健保に療養費の健保負担分を申請することができます。
※ただし、本人が施術者に受領を委任した場合に限りますので注意してください。

「受領委任」の場合の療養費の流れ（療養費の支払い）

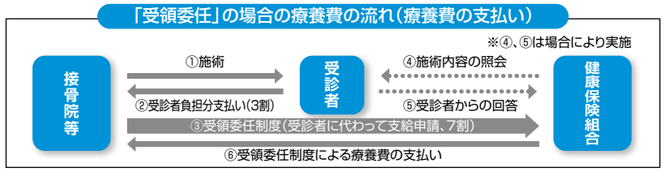

◆◆受領委任する場合の確認事項～白紙委任はやめましょう!◆◆

①「療養費支給申請書」の住所・被保険者氏名・受診者の生年月日・性別
②施術を受けた部位と傷病名
③施術を受けた日付と日数を
「療養費支給申請書」で確認をしてから、「受取代理人の欄」に署名（または押印）してください。

●はりきゅう師の場合

（1）保険医による適当な治療手段がなく、医学的見地から他の治療方法を受けることを保険医が認め、これに保険医が同意した場合に療養費の申請ができます。
（2）はりきゅう治療では、保険医の同意がある次の6疾病で、慢性的な疼痛のあるものが支給対象とされています。　（注）保険医療機関での治療（投薬含む）との併給はできません。
★支給対象の6疾病:①神経痛　②リウマチ　③五十肩　④腰痛症　⑤頚腕症候群　⑥頚椎捻挫後遺症

●あん摩マッサージ指圧師の場合

（1）保険医療機関で十分治療目的を果たすことができない場合、保険医が同意し、あん摩マッサージ指圧師が医療マッサージの施術を行う場合に療養費の申請ができます。主な適応症は筋麻痺・関節拘縮等です。　（注）保険医療機関での同様のマッサージ治療との併給はできません。
★麻痺の例:脳血管障害等による半身麻痺や半身不随　（注）単なる肩こりや腰痛等は認められません。

◆はりきゅう・あん摩マッサージについて療養費の申請をする場合

（1）一旦費用の全額を支払います。
（2）次に、療養費支給申請書、保険医の同意書、領収書など必要書類（原本）を用意して三菱電機健保へ申請してください。
（3）申請後、健康保険で認められている治療方法と料金に基づいて計算し、「療養費」として三菱電機健保から払戻すこととなります。ただし、申請したものがすべて支給になるとは限りませんのでご注意ください。
※療養費支給申請書（はりきゅう・あんまマッサージ）は三菱電機健保にお申出ください。（三菱電機健保ホームページにもあります）

MHP いきいきワクワクACTION

三菱電機グループ健康経営プラン 2022-2026

三菱電機健保では、会社及び労働組合と共に2002年度から三菱電機グループヘルスプラン21（通称:MHP21）活動を推進し、一人ひとりの生活習慣の見直しを支え、「生活の質の向上」と「健康企業」の実現を目指してきました。
2022年度からはMHP「いきいきワクワクACTION」と名称を改め、一人ひとりの主観的な「いきいきワクワク」つまりは「健康満足度」の向上を最上位の目標に置いた活動へと見直しを行い、三菱電機グループ全体で健康経営に取り組みます。
OBの皆さまも健康満足度の向上に向けて、引き続きMHP活動へのご参加をよろしくお願いいたします。

健康満足度を向上させましょう!

一人ひとりの心とからだの健康に関する日々の健康満足度を表す指標として「快食」「快眠」「快便」を設定しています。
心身に何らかの不調がある場合はこれらの満足度が低下することが医学的に確認されており、日々をいきいきワクワクと過ごしていくためのバロメーターと言えます。
これら3つの満足度を高めるためには生活習慣の見直しが大切です。

快食　食欲があり、おいしく食事がとれている

快眠　気持ちよく、ぐっすりと眠れている

快便　便通がよく、おなかがすっきりとしている

1 食事は量と質のコントロールが大切です。

・夕食は就寝2時間前までに終えていますか?
・しっかり噛んでゆっくり食べていますか?
・野菜を毎食しっかり食べていますか?
・お菓子やお酒の摂り過ぎに気をつけていますか?
・塩分か脂っこい食品に気をつけていますか?
また、年に1回、必ず健康診断を受けましょう!（詳細はP.17）

2 運動は継続が大切です。無理なく続けられるものを見つけましょう。

○例えば…
・エレベーターやエスカレーターより階段を使う　・テレビを見ながら腹筋や腕立て伏せ等の筋力トレーニングをする
・ラジオ体操をする　・スポーツクラブを利用する（対象スポーツクラブについて、月会費の一部補助をおこなっております。）

法人契約スポーツクラブ	個人契約スポーツクラブ
コナミスポーツクラブとルネサンスについて、法人価格で施設利用ができます。	コナミスポーツクラブ、ルネサンス、BRIOウェルネス以外の健保補助対象スポーツクラブに加入し、一定期間（6ヵ月）以上継続している被保険者の月会費について、施設利用料を償還払いします。

※最新情報は健保ホームページをご確認ください。

3 歯の手入れは「毎食後」がポイントです。

歯が悪くなって（虫歯や歯周病）からではなく、早いうちから歯の手入れの習慣をつけましょう。歯磨きに限らず、歯間ブラシ、口腔リンス等も有効活用することが大切です。また、日頃のお手入れ以外に、最低年に1回は歯科医を受診し、歯石除去をしてもらいましょう。

4 ストレスはためすぎないようにしましょう!

ストレスは誰にでもあります。日頃から、趣味や旅行などによる気分転換や、友人・家族など気軽に話せる人を増やし話を聞いてもらうなど、ストレスと上手につきあいましょう。また、睡眠は、うつ病や生活習慣病と密接な関わりがあります。
良質な睡眠がとれるよう毎日同じ時間に起床するなど、自分なりの睡眠リズムを整えましょう。
夕方以降のカフェイン摂取や就寝前のアルコールは、睡眠の質の低下につながりますので、控えましょう。

三菱電機健保の健診制度について

三菱電機健保では4月1日までに加入された方には3～5月、4月2日以降に加入された方には11月に健康診断のご案内を発送しています。
年に1回の健康診断で健康状態をチェックしましょう。

年に1回健康診断を受診することで得られる「メリット」

メリット 1
健康維持はもちろん、病気を予防し、治療にかかる時間や医療費などが節約できます。

メリット 2
自覚症状がない病気の早期発見や、異常が見つかった場合の早期治療につながります。

メリット 3
突発的な体調不良時、健診結果の履歴があれば要因が把握しやすくなります。

メリット 4
人生100年時代。「健康であること」で、何歳になっても自分らしく毎日を楽しめます。

OB・ご家族の皆様のための健診制度

三菱電機健康保険組合では、以下の3つの制度をご用意しています。
皆様のニーズやライフスタイルに合わせて、いずれか1つお選びいただけます。

年度末（翌年3月31日）時点
35歳以上の方が対象

	健診制度 1		健診制度 2	健診制度 3
	指定健診機関 健康診断受診制度		受診券利用制度	生活習慣病健診補助申請制度
	A. 施設型健診	B. 巡回レディース健診		
受診会場	「健診機関名簿」から選択	「健診会場リスト」から選択	「受診券」が使える健診機関	かかりつけ医院など任意の健診機関
オプション検査	○	○	×	○
窓口支払	なし	なし	なし	あり
特徴や留意点	● 窓口での支払いや事後の手続きは不要 ● 指定オプション検査以外を申し込み、補助上限※を超えた場合の差額分は自己負担	● 基本項目に乳がん・子宮がん検査を追加 ● 指定オプション検査以外を申し込み、補助上限※を超えた場合の差額分は自己負担	● 受診券の利用可否は、健診機関に直接確認が必要 ● 特定健診必須項目のみ	費用は全額立替払いし、健保補助※を受けるために、後日申請手続きが必要

※OB（特退・任継）は25,000円（税別）、被扶養者は23,000円（税別）を上限に費用補助

中部地区・関西地区在住の皆様
中部地区・関西地区の皆様には、「巡回レディース健診」の代わりに、「地域版巡回健診のご案内」を同封しております。
健診機関や検査項目が異なりますので、地域版のご案内をご確認ください。

詳しくは **三菱電機健康保険組合 健康診断のご案内** をご覧ください。

3月下旬より順次、対象者のご自宅*に**「黄色い封筒」**のご案内を郵送しています。
＊当健保に届け出いただいている住所に送付しています。
お手元に届かない場合は、保健事業推進課へお問い合わせください。

※年度内に75歳になる方や再就職予定の方などは、喪失日前までに健診予約・受診をするようにしてください。

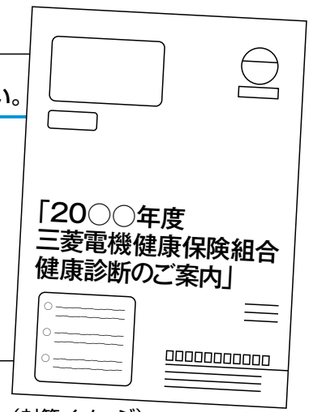

（封筒イメージ）

保養所のご案内

■三菱電機保養所

1	湯布郷館	大分県由布市湯布院町川北高原894	(Tel:0977-85-5252)
2	湖西荘	滋賀県大津市荒川754-2	(Tel:077-592-2525)
3	MELONDIAあざみ野	神奈川県横浜市青葉区新石川1-1-9	(Tel:045-909-1790)

〈お問合わせ・予約〉
■湯布郷館・湖西荘・MELONDIAあざみ野
03-6402-6401　三菱電機保養施設予約センター

〈インターネットでの予約〉
三菱電機ポータルサイト「ゆとライフドットコム」
https://www.yutolife.com/

〈MHPポイント制度〉
MHPポイント制度は、健保が実施する健康チャレンジキャンペーンなどの健康づくり活動への参加（達成）に加え、保養所の宿泊でもポイントが貯まり、ポイント数に応じて豪華賞品と交換できる制度です。
●ゆとライフドットコムから利用登録が行えます。
●スマートフォンでもご利用いただけます。

※制度詳細は健保ホームページをご参照ください。
※本制度は、被保険者資格を有している間のみご利用いただけます。

スマートフォンはこちらから

〈総合ヘルスケアウェブアプリサービス「kencom（ケンコム）」〉
kencomは、日々のライフログ（体重・歩数等）の管理や健診結果の確認、利用者ごとのニーズに合った健康情報の配信を主としたサービスを提供しており、健保から業務委託を受けてDeSCヘルスケア（株）が運営しています。
登録・利用料は無料、被扶養者もご利用いただけます。

スマートフォンはこちらから

〈心とからだの健康相談〉

・保健師、看護師、臨床心理士など、実務経験豊富な専門スタッフが対応します。

**三菱電機健保専用番号にお電話ください。
それぞれのサービス窓口におつなぎします！**

〈フリーダイヤル〉　コールは　みつびし
0120-568-324

●電話健康相談〈無料〉
365日24時間　●医療健康相談　●医療機関案内　平日9～17時　●女性専用健康相談　●記憶サポートデスク
【相談内容】健康増進、健康情報の取得、気になる症状、受診後の心配、医療機関の案内　等

●専門医相談〈無料〉
365日9～19時　【相談内容】育児・栄養・薬剤に関する相談または専門医相談

●電話・対面メンタルヘルス相談〈電話・対面あわせて年間5回まで無料〉
平日10～16時　【相談内容】全国各地で臨床心理士との電話または対面による相談（要予約）
Web予約（24時間365日）▶▶▶
本相談サービスは東京海上日動メディカルサービス（株）がご提供いたします。

8 介護保険 ····介護保険制度

1 介護保険制度

◎運営

居住地の市区町村が運営しますが、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の介護保険料は健康保険料と一緒に三菱電機健保で徴収します。

◎介護保険に加入する人

40歳以上の人がすべて加入しますが、年齢によって第1号被保険者と第2号被保険者に分けられます。

第1号被保険者 ⇔ 65歳以上の人　　第2号被保険者 ⇔ 40歳以上65歳未満の人

◎保険料の納付

年齢	40歳以上65歳未満の人	65歳以上の人
区分	第2号被保険者	第1号被保険者
保険料	特退の標準報酬月額に介護保険料率をかけて算出します。（P.7参照）	個人の所得に応じた定額保険料が市区町村ごとに設定され、その額が徴収されます。
納付	被保険者（本人）分を健康保険料と一緒に自動引落しとなります。被扶養者に第2号被保険者の人がいても、その人の分は納付対象としませんが、被保険者が第1号被保険者（65歳以上）の該当になり、市区町村で介護保険料を徴収されるようになった場合、その人の被扶養者に第2号被保険者がいた場合は、当健保規約により被扶養者1名分が介護保険料納付の該当になり、保険料と一緒に徴収されます。	年金月額15,000円以上の人は年金から天引きされ、年金月額15,000円未満の人は市区町村が個人徴収します。

■介護保険サービスを受けるまでの流れ

利用者（被保険者）

↓ 申請

市区町村（介護保険担当窓口）

○申請できるのは、介護サービスを利用する本人または家族です。
なお、省令で定められた居宅介護支援事業者等に代行してもらうこともできます。
〔必要書類〕 ・要介護認定申請書
・介護保険証（65歳以上の方）
・健康保険証（40歳～64歳の方）

↓ 訪問調査

要介護認定

○審査は各市町村が行い、結果は30日以内に通知されます。
○認定結果に不服がある場合には「介護保険審査会」に申し立てができます。

↓ 通知

要介護状態区分
要介護1～5（介護給付）　要支援1・2（介護予防給付）

↓

ケアプランの作成（本人負担なし）
地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者が、本人・家族と"どんなサービスを、どんなスケジュールで利用するか"などを決める「ケアプラン（介護サービス計画）」を作成します。

↓

介護保険サービスの利用
施設サービス　在宅サービス　地域密着型サービス

非該当（自立）
介護保険サービスは利用できません。

「非該当」の人は地域支援事業（市区町村）による「介護予防・生活支援サービス」が利用できます。ただし、全額自己負担になります。

↓

介護予防・生活支援サービス
サービスを利用するときには、地域包括支援センターにて簡易なケアプランを作成します。

2 介護保険で利用できるサービス

○利用できるサービス等、市区町村により異なる場合がありますので、詳細については、各市区町村の**介護保険担当窓口**までお問合わせください。

■在宅サービス

訪問を受けて利用する	・訪問介護　・訪問入浴介護　・訪問リハビリ　・訪問看護　・居宅療養管理指導
施設を利用する	・デイサービス　・デイケア　・ショートステイ　・特定施設入居者生活介護
居宅での生活を支える	・福祉用具の貸与　・特定福祉用具購入費の支給　・住宅改修費の支給

■施設サービス

・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　・介護老人保健施設　・介護医療院

＊施設に入所する場合は、入所する施設でケアプランを作成します。

■地域密着型サービス

利用者の選択にあわせて多機能に利用する	・小規模多機能型居宅介護（・訪問介護 ・デイサービス ・ショートステイ）
訪問を受けて利用する	・夜間対応型訪問介護　・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
施設を利用する	・認知症対応型デイサービス　・地域密着型介護老人福祉施設
住みなれた地域で生活をする	・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）　・地域密着型特定施設入居者生活介護

○介護保険サービスの利用者負担は、収入に応じてサービス費用の1割～3割です。施設等での食費の全額、居住費、日常生活費は利用者負担になります。

3 三菱電機ライフサービス㈱で運営している各種の介護施設

詳しくは下記URLをご参照ください
https://www.mdlife.co.jp/

介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）

1 東京都	大島ケアハートガーデン	東京都江東区大島5-34-23	03-5626-5261
2 兵庫県	伊丹ケアハートガーデン	兵庫県伊丹市中野北4-1-21	072-771-6700

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

3 福島県	郡山ケアハートガーデン「グループホームあさかの郷」	福島県郡山市安積町南長久保1-85-2	024-937-3932
4 福島県	須賀川ケアハートガーデン「グループホームやまゆり」	福島県須賀川市木之崎字西田11	024-868-1181
5 群馬県	尾島ケアハートガーデン「グループホームさるびあ」	群馬県太田市尾島町270-2	0276-30-7171
6 群馬県	尾島ケアハートガーデン「グループホームさるびあⅡ」	群馬県太田市尾島町270-1	0276-52-5032
7 群馬県	尾島ケアハートガーデン「グループホームさるびあⅢ」	群馬県太田市尾島町106-3	0276-55-0757
8 神奈川県	鎌倉ケアハートガーデン湘南笛田（グループホーム）	神奈川県鎌倉市笛田1-8-54	0467-38-1718
9 神奈川県	相模原ケアハートガーデン「グループホームあじさい」	神奈川県相模原市中央区東淵野辺1-22-14	042-750-5812
10 長野県	飯田ケアハートガーデン「グループホーム北方の郷」	長野県飯田市北方1558	0265-28-2551
11 岐阜県	中津川ケアハートガーデン「グループホームなかむらの郷」	岐阜県中津川市中津川3042-39	0573-62-1130
12 岐阜県	中津川ケアハートガーデン「グループホームてがのの家」	岐阜県中津川市手賀野321	0573-67-8717
13 静岡県	静岡ケアハートガーデン「グループホームふじみ」	静岡県静岡市駿河区有東3-8-25	054-289-0153
14 静岡県	静岡ケアハートガーデン「グループホーム新伝馬」	静岡県静岡市葵区新伝馬1-927-42	054-272-1001
15 愛知県	守山ケアハートガーデン「グループホームつづみの郷」	愛知県名古屋市守山区鼓が丘2-214	052-739-1717
16 愛知県	守山ケアハートガーデン「グループホームつづみの丘」	愛知県名古屋市守山区百合が丘3005	052-739-2017
17 愛知県	春日井ケアハートガーデン「グループホーム細木の杜」	愛知県春日井市細木町1-37	0568-35-5117
18 愛知県	春日井ケアハートガーデン「グループホーム小喜多」	愛知県春日井市小木田町125-1	0568-44-2517
19 京都府	長岡京ケアハートガーデン「グループホーム西山の郷」（グループホーム・訪問介護）	京都府長岡京市奥海印寺多貝垣外17-1	075-958-6581
20 京都府	長岡京ケアハートガーデン「グループホーム今里」	京都府長岡京市今里畔町21-1	075-954-3664
21 兵庫県	武庫の里ケアハートガーデン「グループホームときとも」	兵庫県尼崎市武庫の里2-26-20	06-6435-8263
22 広島県	福山蔵王ケアハートガーデン「グループホームなごみ」	広島県福山市蔵王町5-15-11	084-946-4753
23 広島県	福山ケアハートガーデン「グループホームあずみ」	広島県福山市久松台3-8-23	084-982-5710
24 長崎県	長崎ケアハートガーデン「グループホーム南山手」	長崎県長崎市小曽根町1-33	095-818-3738
25 長崎県	長崎ケアハートガーデン「グループホーム小ヶ倉」	長崎県長崎市小ヶ倉町3-76-27	095-898-5111

総合在宅ケアサービスセンター（ケアプラン・訪問介護・デイサービス）

26 神奈川県	鎌倉ケアハートガーデン	神奈川県鎌倉市植木624-3	0467-42-6731

小規模多機能型居宅介護

27 福島県	須賀川ケアハートガーデン「小規模多機能ホームやまゆり」	福島県須賀川市木之崎字西田11	024-868-1182
28 静岡県	静岡ケアハートガーデン「小規模多機能ホーム新伝馬」	静岡県静岡市葵区新伝馬1-927-42	054-272-1001
29 長崎県	長崎ケアハートガーデン「小規模多機能ホーム小ヶ倉」	長崎県長崎市小ヶ倉町3-76-27	095-800-3781
30 長崎県	長崎ケアハートガーデン「小規模多機能ホーム深堀」	長崎県長崎市深堀町1-445	095-871-2102
31 長崎県	長崎ケアハートガーデン「小規模多機能ホーム南山手」	長崎県長崎市小曽根町1-33	095-800-7928

サービス付き高齢者向け住宅

32 神奈川県	鎌倉ケアハートガーデン「レーベン湘南」	神奈川県鎌倉市植木624-1	0467-48-0152
33 長崎県	長崎ケアハートガーデン「南長崎」	長崎県長崎市竿浦町754-1	095-893-8215
34 長崎県	長崎ケアハートガーデン「松が枝」	長崎市松が枝町5-12	095-800-6697

9 健康保険組合からのお知らせ

1 「医療費のお知らせ」

三菱電機健保では、医療費請求に対する過払い防止等により、保険給付に要する費用支出の適正化を図ることを目的とした「医療費のお知らせ」を実施しております。
ぜひ、お手元の医療機関等からの領収書により、通知内容のご確認をいただきますようお願いいたします。
※「医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除に使えるようになりました。
※再発行はできませんので、大切に保管してください。

「医療費のお知らせ」とは

被保険者および被扶養者（家族）が医療機関等にて受診した際の医療費等の内容をお知らせし、医療機関等で発行された領収書と通知内容に誤りの請求がないかを確認していただく通知書です。

通知対象は

被保険者および被扶養者（家族）が医療機関等で受診した全件です。

「医療費のお知らせ」の発行時期は

3ヵ月に1回（年4回）の発行です。
（発行月の月末発送）

診療月	発行月
12･1･2月	5月
3･4･5月	8月
6･7･8月	11月
9･10･11月	2月

「医療費のお知らせ」でどんな内容がわかるか

●実際に受診した診療月･医療機関名･日数･窓口負担額を領収書と確認し、記載内容に誤りがないか?
●実際に受診していない方の名前が記載されていないか? など

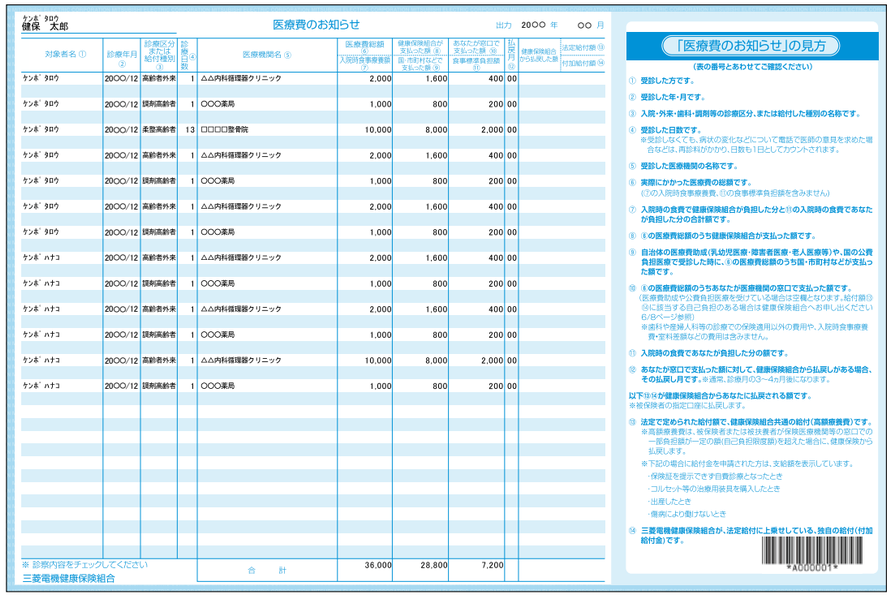
ｹﾝﾎﾟ ﾀﾛｳ 健保 太郎

医療費のお知らせ　出力 2000 年 00 月

対象者名 ①	診療年月 ②	診療区分（または給付種別）③	診療日数 ④	医療機関名 ⑤	医療費総額 入院時食事療養費 ⑦	健康保険組合が支払った額（※） 医・市町村などで支払った額 ⑧	あなたが窓口で支払った額（※） 食事標準負担額 ⑪	払戻月 ⑫	健康保険組合から払戻した額	法定給付額 ⑬ 付加給付額 ⑭
ｹﾝﾎﾟ ﾀﾛｳ	2000/12	高齢者外来	1	△△内科循環器クリニック	2,000	1,600	400	00		
ｹﾝﾎﾟ ﾀﾛｳ	2000/12	調剤高齢者	1	○○○薬局	1,000	800	200	00		
ｹﾝﾎﾟ ﾀﾛｳ	2000/12	柔整高齢者	13	□□□□整骨院	10,000	8,000	2,000	00		
ｹﾝﾎﾟ ﾀﾛｳ	2000/12	高齢者外来	1	△△内科循環器クリニック	2,000	1,600	400	00		
ｹﾝﾎﾟ ﾀﾛｳ	2000/12	調剤高齢者	1	○○○薬局	1,000	800	200	00		
ｹﾝﾎﾟ ﾀﾛｳ	2000/12	高齢者外来	1	△△内科循環器クリニック	2,000	1,600	400	00		
ｹﾝﾎﾟ ﾀﾛｳ	2000/12	調剤高齢者	1	○○○薬局	1,000	800	200	00		
ｹﾝﾎﾟ ﾊﾅｺ	2000/12	高齢者外来	1	△△内科循環器クリニック	2,000	1,600	400	00		
ｹﾝﾎﾟ ﾊﾅｺ	2000/12	調剤高齢者	1	○○○薬局	1,000	800	200	00		
ｹﾝﾎﾟ ﾊﾅｺ	2000/12	高齢者外来	1	△△内科循環器クリニック	2,000	1,600	400	00		
ｹﾝﾎﾟ ﾊﾅｺ	2000/12	調剤高齢者	1	○○○薬局	1,000	800	200	00		
ｹﾝﾎﾟ ﾊﾅｺ	2000/12	高齢者外来	1	△△内科循環器クリニック	10,000	8,000	2,000	00		
ｹﾝﾎﾟ ﾊﾅｺ	2000/12	調剤高齢者	1	○○○薬局	1,000	800	200	00		
※ 診療内容をチェックしてください				合　計	36,000	28,800	7,200			

三菱電機健康保険組合

「医療費のお知らせ」の見方

（表の番号とあわせてご確認ください）

① 受診した方です。
② 受診した年･月です。
③ 入院･外来･歯科･調剤等の診療区分、または給付した種別の名称です。
④ 受診した日数です。
※受診しなくても、病状の変化などについて電話で医師の意見を求めた場合などは、再診料がかかり、日数も1日としてカウントされます。
⑤ 受診した医療機関の名称です。
⑥ 実際にかかった医療費の総額です。
（⑦の入院時食事療養費、⑪の食事標準負担額を含みません）
⑦ 入院時の食費で健康保険組合が負担した分と⑪の入院時の食費であなたが負担した分の合計額です。
⑧ ⑥の医療費総額のうち健康保険組合が支払った額です。
⑨ 自治体の医療費助成（乳幼児医療･障害者医療･老人医療等）や、国の公費負担医療で受診した時に、⑥の医療費総額のうち国･市町村などが支払った額です。
⑩ ⑥の医療費総額のうちあなたが医療機関の窓口で支払った額です。
（医療費助成や公費負担医療を受けている場合は空欄となります。給付額⑬⑭に該当する自己負担のある場合は健康保険組合へお申し出ください 6/8ページ参照）
※歯科や保険人料等の診療での保険適用以外の費用や、入院時食事療養費･室料差額などの費用は含みません。
⑪ 入院時の食費であなたが負担した分の額です。
⑫ あなたが窓口で支払った額に対して、健康保険組合から払戻しがある場合、その払戻し月です。※通常、診療月の3～4ヵ月後になります。
以下⑬⑭が健康保険組合からあなたに払戻される額です。
※被保険者の指定口座に払戻します。
⑬ 法定で定められた給付額で、健康保険組合共通の給付（高額療養費）です。
※高額療養費は、被保険者または被扶養者が保険医療機関等の窓口での一部負担額が一定の額（自己負担限度額）を超えた場合に、健康保険から払戻します。
※下記の場合に給付金を申請されたれた方、支給額を表示しています。
-保険証を提示できず自費診療となったとき
-コルセット等の治療用装具を購入したとき
-出産したとき
-傷病により働けないとき
⑭ 三菱電機健康保険組合が、法定給付に上乗せしている、独自の給付（付加給付金）です。
A000001

2 「給付金等支給決定通知書」

「給付金等支給決定通知書」とは

三菱電機健保が支給決定した高額療養費等の法定給付（法令で定められている給付金）や、付加給付（三菱電機健保が法定給付に上乗せしている独自の給付金）等の払戻しがある方、および生活習慣病健診補助金の申請をされた方へ、その金額等をお知らせしています。
※再発行はできませんので、大切に保管してください。

通知対象は

以下の場合に該当された方のみとなります。

1. 三菱電機健保が支給決定した高額療養費等の法定給付（法令で定められている給付金）や、付加給付（三菱電機健保が法定給付に上乗せしている独自の給付金）等の払戻しがある方。
2. 生活習慣病健診補助金の申請をされた方。
3. 個人契約スポーツクラブ補助金の申請をされた方。
4. 三菱電機健保へ給付金を申請された方。（支給額を表示しています。）
（例）
- マイナ保険証等を提示できず自費診療となったとき
- コルセット等の治療用装具を購入したとき

「給付金等支給決定通知書」の発行時期は

毎月25日頃発送となります。

■三菱電機健保からの給付金は、保険料を引落ししている指定の口座へ払戻（支給）します。
（毎月25日頃）

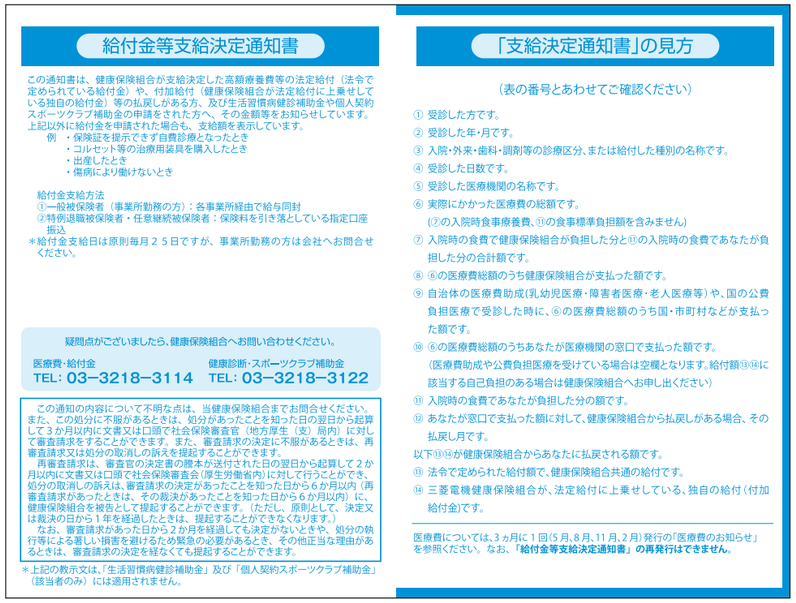
給付金等支給決定通知書

この通知書は、健康保険組合が支給決定した高額療養費等の法定給付（法令で定められている給付金）や、付加給付（健康保険組合が法定給付に上乗せしている独自の給付金）等の払戻しがある方、及び生活習慣病健診補助金や個人契約スポーツクラブ補助金の申請をされた方へ、その金額等をお知らせしています。
上記以外に給付金を申請された場合も、支給額を表示しています。
例　・保険証を提示できず自費診療となったとき
・コルセット等の治療用装具を購入したとき
・出産したとき
・傷病により働けないとき

給付金支給方法
①一般被保険者（事業所勤務の方）：各事業所経由で給与同封
②特例退職被保険者・任意継続被保険者：保険料を引き落としている指定口座振込
＊給付金支給日は原則毎月２５日ですが、事業所勤務の方は会社へお問合せください。

疑問点がございましたら、健康保険組合へお問い合わせください。
医療費･給付金　TEL：03−3218−3114
健康診断･スポーツクラブ補助金　TEL：03−3218−3122

この通知の内容について不明な点は、当健康保険組合までお問合せください。
また、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（労）局内）に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。
再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して２か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から６か月以内（再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から６か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、決定又は裁決の日から１年を経過したときは、提起することができなくなります。）
なお、審査請求があった日から２か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

＊上記の教示文は、「生活習慣病健診補助金」及び「個人契約スポーツクラブ補助金」（該当者のみ）には適用されません。

「支給決定通知書」の見方

（表の番号とあわせてご確認ください）

① 受診した方です。
② 受診した年･月です。
③ 入院･外来･歯科･調剤等の診療区分、または給付した種別の名称です。
④ 受診した日数です。
⑤ 受診した医療機関の名称です。
⑥ 実際にかかった医療費の総額です。
（⑦の入院時食事療養費、⑪の食事標準負担額を含みません）
⑦ 入院時の食費で健康保険組合が負担した分と⑪の入院時の食費であなたが負担した分の合計額です。
⑧ ⑥の医療費総額のうち健康保険組合が支払った額です。
⑨ 自治体の医療費助成（乳幼児医療･障害者医療･老人医療等）や、国の公費負担医療で受診した時に、⑥の医療費総額のうち国･市町村などが支払った額です。
⑩ ⑥の医療費総額のうちあなたが医療機関の窓口で支払った額です。
（医療費助成や公費負担医療を受けている場合は空欄となります。給付額⑬⑭に該当する自己負担のある場合は健康保険組合へお申し出ください）
⑪ 入院時の食費であなたが負担した分の額です。
⑫ あなたが窓口で支払った額に対して、健康保険組合から払戻しがある場合、その払戻し月です。
以下⑬⑭が健康保険組合からあなたに払戻される額です。
⑬ 法令で定められた給付額で、健康保険組合共通の給付です。
⑭ 三菱電機健康保険組合が、法定給付に上乗せしている、独自の給付（付加給付金）です。

医療費については、3ヵ月に１回（5月､8月､11月､2月）発行の「医療費のお知らせ」を参照ください。なお、**「給付金等支給決定通知書」の再発行はできません。**

■通知書が送付された該当の方の給付金等の内容によって、下記①～③のとおり印刷内容の種類があります。

① 給付金の場合

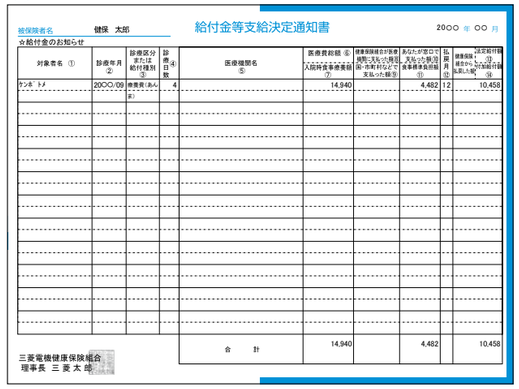

② 生活習慣病健診補助金と個人契約スポーツクラブ補助金の場合

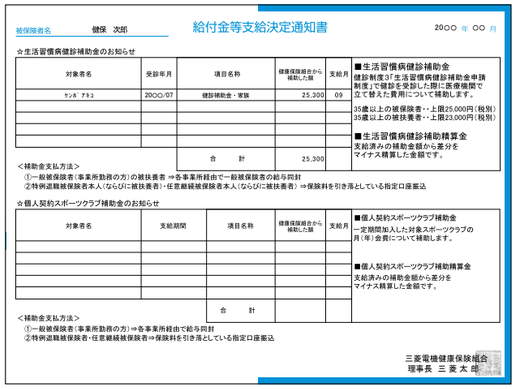

③ 給付金と生活習慣病健診補助金と個人契約スポーツクラブ補助金がある場合

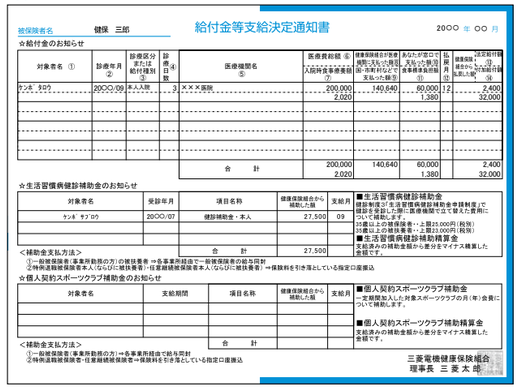

Q&A

Q 医療機関等の領収書と「医療費のお知らせ」の窓口負担額が異なるときはどのようなときですか。

A 健康保険適用外の費用（入院時の差額ベッド代、食事代自己負担分等）が領収書に含まれている場合、あるいは、まれに病院からの誤りの請求があった場合や、支払額の端数処理の場合などが考えられます。（病院の窓口では、端数について10円単位での四捨五入が認められています。）

Q 同一月にA病院とB病院にて受診しましたが、A病院は通知されましたがB病院は通知されていません。どのようなときですか。

A 病院から診療報酬明細書（レセプト）がまだ到着していないためと思われます。到着次第ご通知いたします。

Q 医療費通知に受診していない病院名が通知されていますが、どうしてですか。

A まれに病院からの誤りの請求があった場合等が考えられます。ご確認のためにも、三菱電機健保にお問合わせください。

3 「保険料納付証明書」

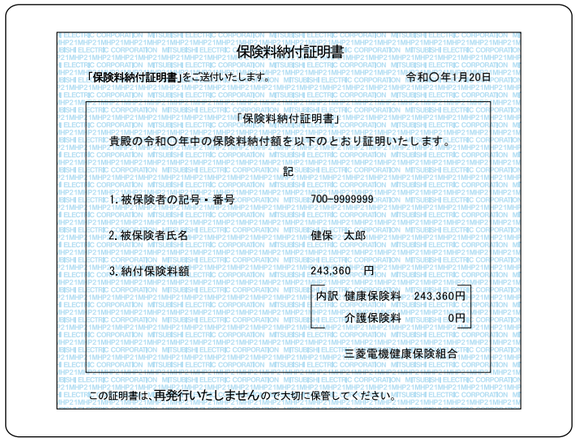

「保険料納付証明書」は毎年1月下旬に一斉発送しております。
確定申告で必要となる場合もありますので届きましたら大切に保管してください。

医療費控除の確定申告

1月～12月の1年間で家計を共にする家族の医療費（健康保険などで補てんされた給付金を除く）の合計が10万円を超えたときは、一定の金額の所得控除を受けることができます。

確定申告で医療費控除をされる場合

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに【医療費控除の明細書】の添付が必要となりました。
健保組合から発行される「医療費のお知らせ」を添付すると、医療費の明細欄の記入を省略できますので、1年間大切に保管してください。

※医療費のお知らせに反映されていない月分の医療費については、領収書に基づいて【医療費控除の明細書】を作成していただくことになります。
※医療費のお知らせに記載されている金額と実際に支払った自己負担額が一致していない場合（医療費助成、減額査定等など）には、申告者自身が実際に負担した額に訂正して申告していただくことになります。

注）医療費の領収書は自宅で5年間保管が必要です

医療費控除の確定申告の詳細については、住所地の税務署へお問い合わせください。

10 健康保険組合への届出 …… ご家族等に異動があったとき

次の事由（こんなとき）が発生した場合には、三菱電機健保組合に届出を行ってください。
なお、届出書類の取寄せについては、三菱電機健保組合まで電話等でご連絡ください。

こんなとき	届出書類	添付書類	届出期限
被扶養者が増加したとき	・被扶養者異動届 ・被扶養者調査票	※申請事由によって提出書類が異なります。 詳細については、健保問合せ時にご案内いたします。 併せてホームページもご参照願います。	5日以内
被扶養者が減少したとき	・被扶養者異動届		
資格確認書を紛失、汚損、破損したとき	・健康保険資格確認書紛失届 （兼再交付申請書）	・資格確認書 （汚損、破損の場合のみ） ※再交付手数料が1,000円/枚かかります。専用の振込用紙を送付いたしますので、必ずご連絡ください。	ただちに
住所（電話番号）が変わったとき（市区町村合併を含む）	・住所等変更届	・なし	ただちに
被扶養者と別居したとき	・不要	・なし ※ただし、被扶養者資格の再確認（「検認」）実施時には、仕送り状況を確認できる書類をご提出いただきます。所定の書類が提出できない場合は、被扶養者の資格を取り消される場合もありますので、十分ご注意ください。	－

年間スケジュール

事業項目	対象者	実施時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	担当課	備考
とくたいのしおり	被保険者	2年1回	★												業務課	4月に発送
保険料納付証明書発行	被保険者	年1回										★			適用課	【1月20日頃発送】 確定申告時に必要
次年度保険料のお知らせ	被保険者	年1回											★		業務課	
広報誌【アントレ】の発行	被保険者	年4回 4･7･10･1月	★			★			★			★			業務課	
健康診断のご案内	被保険者 被扶養者	年1回	←					受診期間						→	保健事業推進課	【受診案内の発送】 ★3月･5月発送:4月1日までに特退加入された方 ☆11月発送:4月2日以降に加入された方
				★						☆				★		
高齢受給者証発行	被保険者 被扶養者	毎月下旬頃			毎月下旬頃、新しく対象となる方へ個別にお送りいたします										適用課	70歳の誕生日の翌月1日（ただし、1日生まれの方は誕生日当日）から使用できます。
後期高齢者該当のご案内	被保険者 被扶養者	毎月下旬頃													適用課	被保険者ご本人およびご家族問わず、後期高齢者に該当する月の前月にお送りします。
給付金等支給決定通知書	被保険者	毎月25日頃	←											→	給付課	該当された方のみ発行
医療費のお知らせ	被保険者	年4回 5･8･11･2月		★			★			★			★		給付課	該当された方のみ発行 確定申告時に必要
保険料払込方法変更	被保険者	年2回			☆						★				適用課	☆６月〈半年払･月払のみ〉 ★12月〈年払･半年払･月払〉

三菱電機健保ホームページ
https://www.mitsubishielectric-kenpo.or.jp

問合わせ先
三菱電機健康保険組合
〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-2-3（丸の内仲通りビル）
Tel: 03-3218-3115（適用課・特退チーム）　資格・保険料　等
03-3218-3114（給付課）　給付金・療養費申請・高額医療　等
03-3218-3122（保健事業推進課）　健康診断・スポーツクラブ補助　等
03-3218-2214（代表）
【受付時間】平日10:00～12:00　12:45～16:00（年末年始・ゴールデンウィーク・夏期休暇は除く）
お問合わせの際はご本人確認のため「被保険者記号番号」と「氏名」を確認させていただきます。お手数ですがお手元にマイナ保険証をご用意の上、お問合わせください。

編集・発行
三菱電機健康保険組合
100-0005 東京都千代田区丸の内 2-2-3